

連載
第79回

福聚山史

文池浦泰憲

江戸の下層民(1)

●災害・飢饉による多くの困窮者

前回、前々回と江戸における災害と救済について取り上げた。幕府の「御救」や町々の富裕者による「施行」は多くの人々を救ったが、一方で災害あるいは飢饉をきっかけとして困窮し、没落していく人々がいたことも事実である。

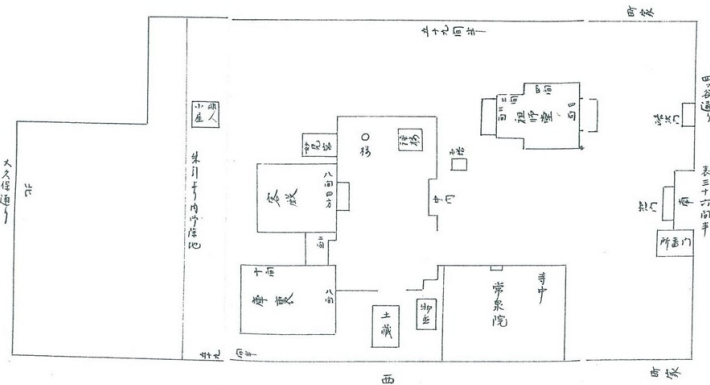
元禄年間(一六八八〜一七〇四)、度重なる飢饉のなかで幕府の法令には「近年、末々のもの困窮におよび、非人も出来候、もしこれ已後、凶年など候ハ、ひとしお難儀いたすべく候」(元禄十五年二月「困窮人取計方之事」とある。不作続きによる米価の高騰で人々が困窮し、今後凶作が続くようなら人々はさらに難儀することになるだろう、というのである)。

●江戸の非人

さて、ここに書かれているように江戸の町の人々が困窮すると「非人」が出来するという。非人とは、土農工商という身分制の枠外に位置づけられた下層民である。

「人非(あら)ざる者」と称せられた実態は、「代々定住せず流浪してきた者」「人の道を外れ、元の場所へ置いておけない者」と位置付けられた人々で

○非人小屋
一軒



『御府内寺社備考』:常圓寺の境内図。右側が青梅街道。反対の左上方に「非人小屋」がみえる

あった。江戸が日本の最大都市として発展していくのに伴い、年貢を皆済できず困窮した百姓が村を出て流入してきた。彼らの多くは、棒手振・日雇などの職でその日をしのぐような生活を送り、さらに転落し非人となったというが、非人には、「非人素性」と呼ばれる、非人の子として生まれた者と、このようにもと平人であった農民や町民が経済的事情や、あるいは罪を犯したことに伴って非人となる場合(非人手下)などがあった。

●管理統制のための身分

享保八年(一七二三)の江戸の町の取り締まりをめぐる史料に「付火度々これ有る儀二付き、怪敷者召し捕られ御吟味の所、多クハ非人」とある。町における治安の悪化、出火などの多くに非人が関わる事案が頻出し、幕府にとって彼らの取り締まりが大きな課題となっていたようである。

人々が「人別帳」によって村や町単位で管理された江戸時代にあつて、そこから外れた「在所を持たない」彼らをどう管理統制していくか。非人という身分はそうした背景から作られたともいわれる。困窮や犯罪から在所を逃げ出し、いわば路上生活者のようなになった、いわゆる無宿者は「野非人」とも呼ばれたが、先にみたような治安悪化の温床となる危険な彼らは野放し

にはできず、見つかり次第元の在所へと戻される事とされた。しかし、三度野非人として捕まると死罪にされたという法令からわかるように、彼らの多くが結局流浪生活に戻るが多かつたのであろう。そこで幕府は江戸の町に非人を管理統制する組織を作るという方策を講じたこととなった。

●非人小屋

組織に組み込まれた彼らは「抱非人」と呼ばれ、江戸の町々に置かれた「非人小屋」に所属し、小屋単位で生活を送ったという。その造りは、例えば三田にあつたという小屋は「表間口三間裏行式間三尺」で、小屋には天井板をはってはいけない、「長押(柱を水平方向につなぎ建物を補強する建材)を組んではいけないなど、細かい規制があつたという。

また、こうした非人小屋は、町屋敷のある空間から離れた河岸地や、あるいは神社の境内の一角などにも建てられていたという。実はこれまで何度も取り上げてきた『御府内寺社備考』の常圓寺の項に「非人小屋 一軒」の記録が確認された。同じく記載された絵図には、青梅街道とは逆側の客殿や庫裏の裏手に「非人小屋」が記されているが、おそらく表通りからは見えない場所を選んで建てられていたのではないかと考えられる。